

# くらしのガイド



アカウント名 moti1216

▲フォトコンテスト入賞作品

■電話はできるだけ各課直通ダイヤルのご利用を。

市役所と各区役所の代表電話は、☎082-245-2111(共通)

## 区役所ファクス

区	ファクス	区	ファクス
中	541-3835	安佐南	877-2299
東	262-6986	安佐北	815-3906
南	252-7179	安芸	822-8069
西	232-9783	佐伯	923-5098

## 記号の説明

☑対象者 ☑日時 ☑会場  
 ☑参加費 ☑内容 ☑持参物  
 ☑申込方法 ☑問い合わせ先  
 HP ホームページ

■料金や申込方法の記載のないものは、無料、申込不要。1時間未満の催しは、開始時間のみ記載。休は、4月1日～30日までの土・日曜日、祝日以外を休館日としている場合に記載します。

■「高校生\*」は、高校生相当年齢の人、「シニア」は65歳以上の人です。 ※年齢の証明が必要

い は高齢者いきいき活動ポイント、広 は広域都市圏ポイントの対象事業です。 ※2つのポイントは同時に受領できません

## 申し込みの際の必要事項

- 催し名・講座名 ●〒住所
  - 氏名(ふりがな) ●年齢(児童生徒は学年も) ●電話番号
  - その他記載事項
- ※往復はがきの場合は返信面も明記

## 施設の名称(愛称)

本紙では、次の施設を呼称や愛称で表示しています。

施設名	呼称・愛称
アステールプラザ	JMSアステールプラザ
まちづくり市民交流プラザ	合人社ひと・まちプラザ
男女共同参画推進センター	ゆいぽーと
中央庭球場	広島翔洋テニスコート
こども文化科学館・こども図書館	ファイブデイズ 5-Daysこども文化科学館・こども図書館
総合屋内プール	ひろしんビッグウェーブ
東区スポーツセンター	マエダハウジング東区スポーツセンター
交通科学館	ヌマジ交通ミュージアム
安佐南区民文化センター・安佐南区図書館	マエダハウジング安佐南区民文化センター・安佐南区図書館

## テレビ広報番組

野々村真の広島！魅力発見	中国放送	土曜日 21:54～21:58	*5日	花みどり公園を調査！(放送日時変更 日曜日22:48～22:52)
カープ家のひろしま生活	広島テレビ	日曜日 21:54～21:58	5日	こども文化科学館・こども図書館開館40周年記念(放送時間変更 22:56～23:00)
			12日	成人男性の風しん抗体検査・予防接種

\*放送局の番組編成の都合などにより、急きよ放送日時、内容を変更する場合があります

## 催しなどに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の患者が国内でも発生していることから、今後、本紙掲載の催しなどが中止となる可能性があります。詳しい開催状況は、各催しなどの主催者にお問い合わせください。市HPにも掲載しています。 ※掲載している情報は、3月24日時点のものです



▲臨時休館情報



▲イベント中止情報

なお、咳や発熱など体調不良の人、持病のある人や高齢者、妊娠している人などは、参加を控えてください。

## 福祉・健康

### 日常生活用具の給付内容を拡充します

☑①視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯かこれに準ずる世帯)で18歳以上の人、②聴覚障害があり人工内耳を装着している人

☑①視覚障害者血圧計を給付対象へ追加、②人工内耳用充電電池の耐用年数の見直し(3年→1年) ※詳しくはお問い合わせを☑所定の申請書をお住まいの区の福祉課へ。申請書は区福祉課で☑障害自立支援課(☎504-2148、☎504-2256)、区福祉課(☎は4㉟左)

区	電話	区	電話
中	504-2588	安佐南	831-4946
東	568-7734	安佐北	819-0608
南	250-4132	安芸	821-2816
西	294-6346	佐伯	943-9769

### 人工呼吸器などを常時装着する人へ医療費支援を拡充

次の要件を全て満たす人工呼吸器などを装着する人について、重度心身障害者医療費補助制度の所得制限をなくします ●継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある ●日常生活動作が著しく制限されている ☑所定の申請書に健康保険証、障害の程度を証明する書類、印鑑、常時人工呼吸器などを装着する患者であることを証明する所定の書類を添えて、お住まいの区の福祉課か出張所へ。申請書は区福祉課、市HPで☑保険年金課(☎504-2158、☎504-2135)、区福祉課(☎は4㉟左)

区	電話	区	電話
中	504-2588	安佐南	831-4946
東	568-7734	安佐北	819-0608
南	250-4132	安芸	821-2816
西	294-6346	佐伯	943-9769

### 人工呼吸器を使用する人の非常用電源設備購入費を補助

☑在宅で常時人工呼吸器を使用しており、在宅常時人工呼吸器使用患者災害個別計画の作成を終えている人

【補助率】10分の9(市民税非課税世帯と生活保護世帯は10分の10) 【補助基準額】12万円

☑所定の申請書に見積書、個別計画の写し、常時人工呼吸器装着患者であることを証明する所定の書類を添えて、お住まいの区の福祉課へ。申請書は区福祉課、市HPで

☑健康推進課(☎504-2718、☎504-2756)

### ボランティア養成講座

☑修了後、心身障害者福祉センターでボランティアとして活動できる人

講座	対象(定員)	原則の開催日(回数)
①点訳	15歳以上(各20)	5,6月の火曜日(8)
②音訳		5～12月の第2・4金曜日(11)
③手話入門	18歳以上で初めて手話を学習(15)	5～10月の火曜日(20)
④手話基礎	18歳以上で1年程度の手話経験者(20)	5～来年1月の第2・4土曜日(19)

【時間】①午後1時半～3時半、②～④午前10時～正午

☑同センター

☑①1,540円、③④各3,300円

☑返信用はがき63円を持参で直接か、往復はがきに、必要事項(4㉟左参照)を記入し、4月2日(木)～16日(木)(必着)に、同センター(〒732-0052 東区光町二丁目1-5)へ。抽選(新規の人優先) ☑同センター(☎261-2333、☎261-7789) 休水曜日、4月30日

### 原爆被爆者諸手当を改定

手当などの種類	3月分まで	4月分
医療特別手当	14万1360円	14万2170円
特別手当	5万2200円	5万2500円
原子爆弾小頭症手当	4万8650円	4万8930円
健康管理手当	3万4770円	3万4970円
保健一般分	1万7440円	1万7540円
手当 高額分	3万4770円	3万4970円
介護手当 ※	重度	10万5460円以内
	中度	7万3000円以内
	家族	2万2190円
被爆者介護手当付加金 ※	4万3800円以内	4万3840円以内
被爆身体障害者福祉手当	1万7440円	1万7540円

※は4月介護分から改定 ☑原爆被害対策部援護課(☎504-2194、☎504-2257)

### 視覚障害者のための①スマートフォン、②パソコンボランティア養成講座

☑次の条件を全て満たす人

- 講座修了後、市の登録ボランティアとして活動
- 自宅でインターネットを使用し、パソコン用メールアドレスを持つ(携帯メール不可)
- ①電話の発着信ができるiPhone 6S以上を持つ

つ(iPad、アンドロイド、タブレットなどは不可)、②パソコンを所有している

☑①4月16日～6月25日の木曜日、②4月14日～6月30日の火曜日、いずれも午後1時～3時(最終日は4時まで)。各全10回 ☑市視覚障害者情報センター(中区富士見町11-27)

☑4月10日(金)正午までに、市視覚障害者福祉協会(☎264-4966、☎567-4977)へ。①②先着各6人 休水・土曜日

### 知的障害者の生活自立訓練生を募集

☑市内に在住の療育手帳を持つ15歳以上で、宿泊を伴う共同生活ができる人

☑①2泊3日を全5回(初級)、②4泊5日を全3回(中級)。いずれも6月から月1回程度 ☑市手をつなぐ育成会(中区光

南二丁目) ☑炊事、洗濯、買い物など自立生活に必要な技術の習得

☑4月17日(金)までに、同会(☎537-1772、☎537-1778)へ。選考①②合わせて21人

### 精神科医師による①依存症相談、②ひきこもり相談

☑市内に在住の18歳以上で精神科などの治療を受けていない人とその家族で、①アルコール・薬物・ギャンブルの乱用・依存に悩む人、②ひきこもりに悩む人

☑①原則毎月第2木曜日、②毎月第2火曜日のいずれも午後1時～3時

【①②の☑】市精神保健福祉センター(中区富士見町11-27)

【①②の☑】電話で、前日までに同センターへ

☑同センター(☎245-7731、☎245-9674)

### 心身障害者福祉センターの文化・スポーツ教室(通年・前期・春期)

☑身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ人(同程度の障害があると認められる人を含む)。介助者の同伴可

【文化教室の☑】①実費、②1,500円程度、③1,400円、④⑤各800円、⑥3,500円、⑦6,300円、⑧4,800円、⑨3,000円(いずれも初回に徴収)

☑返信用はがき63円を添えて来館か、往復はがき(1教室1枚)に、必要事項(4㉟左参照)、生年月日、ファクス番号、障害の状況、介助者の参加の有無と介助者氏名(18歳以下の人は保護者氏名)を記入し、4月16日(木)(必着)までに、同センター(〒732-0052 東区光町二丁目1-5)へ。初めての人を優先して抽選

☑同センター(☎261-2333、☎261-7789) 休水曜日、4月30日

区分	障害の種類	内容(対象者)	期間(回数)/時間	人数		
文化教室	①書道教室(☑15歳以上)		5～11月*1の原則第1月曜日(6)/10:00～12:00	各10人		
	②革細工教室(☑中学生以上)		5～7月の第3金曜日(3)/10:00～12:00			
	③チャレンジ料理教室(☑自立や自炊を目指している18歳以上)		6,7月の第1土曜日(2)/10:00～12:00	5人		
	④陶芸教室(☑15歳以上)		5～10月*1の第3日曜日(5)/10:00～12:00	各8人		
	⑤わくわくアート教室(☑小・中学生)		5～9月*1の第3土曜日(4)/10:30～12:00			
	⑥おしゃべりに寄せ植え教室(☑中学生以上)		5,11月の日曜日(2)/10:00～12:00	10人		
	⑦季節の料理教室(☑中学生以上)		5～来年1月*2の第3月曜日(7)/10:00～12:00	15人程度		
	⑧片まひの人のための料理教室(片まひの人)		5～12月*3の原則第4土曜日(6)/10:00～12:00	各12人		
	⑨パン教室(☑)		5～7月の第2木曜日(3)/10:00～12:00			
スポーツ教室(番号なしは通年)	楽しく発声！教室(☑40歳以上で言語障害のある人)		5～来年3月の原則第2金曜日(11)/10:30～11:30	10人		
	おやこたいそう(☑幼児小学校1～3年生と保護者)		5～来年3月*4の第2日曜日(10)/11:00～12:00	各10組		
	親子スポーツ(☑幼児小学校4～6年生と保護者)		5～来年3月*4の第2日曜日(10)/9:30～10:30			
	水中運動(☑中学生以上で水中歩行のできる人と介助者)		5～来年3月*4の第1木曜日(10)/13:30～14:30	各15人		
	キッズスポーツ(☑おおむね6歳～中学生と保護者)		5～来年3月*4の最終木曜日(10)/16:00～17:00			
	車いすスポーツ(☑小・中学生で車いす操作のできる人)		5～来年3月*4の最終木曜日(10)/17:15～18:15	各12組		
	運動セラピー(☑18歳以上と介助者)		5～来年3月*4の第1火曜日(10)/13:30～15:00			
	アクアピクス初級(☑水中歩行のできる人)		5～来年3月*4の第3木曜日(10)/13:30～14:00	各15人		
	アクアピクス中級(☑アクアピクス経験者)		5～来年3月*4の第3金曜日(10)/13:30～14:10			
	①移動	①車いすテニス(☑中学生以上で車いす操作のできる人)		5～10月の毎週金曜日(15)/18:30～20:30	各15人	
		②陸上競技(☑中学生以上)		5～10月の毎週月曜日(15)/18:30～20:30		
		③前期	③チャレンジスポーツ-ボールスポーツ-(☑幼児中学生以上)		5～9月の毎週木曜日(15)/18:30～20:30	15人
④春期			④親子水泳(☑幼児おおむね3歳～小学校3年生と保護者)		5～7月の毎週日曜日(8)/15:00～16:30	各10組
			⑤水泳初級(☑幼児小学校4年生～中学生と保護者)		5,6月の毎週土曜日(8)/18:00～19:30	
⑦			⑥水泳初級(☑16歳以上で初心者)		5～7月の毎週月曜日(8)/18:30～20:00	各10人
			⑦水泳初級(☑中学生以上で初心者 介助が必要な人は介助者同伴)		5,6月の毎週火曜日(8)/18:30～20:00	

※1:8月休み、※2:8・9月休み、※3:7・11月休み、※4:12月休み ☑=全障害者、☑=身体障害者、☑=知的障害者(児)、☑=視覚障害者、☑=肢体障害者、☑=精神障害者、☑=発達障害児